

やまぐち6次産業化・農商工連携推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、やまぐち6次産業化・農商工連携推進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、山口県補助金等交付規則（平成18年山口県規則第138号以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、県産農林水産物を活かした魅力ある商品の開発を積極的に推進することにより、本県独自の高品質商品の育成の加速化を図ることを目的とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、別表に掲げる事業とする。

(経費の補助)

第4条 知事は、前条の事業について、事業実施主体から補助金交付申請があった場合、予算の範囲内において補助するものとする。

- 2 補助の対象となる経費、補助率等は、別表のとおりとする。
- 3 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(申請手続)

第5条 補助金の交付を受けようとする事業実施主体は、別記様式第1号により補助金交付申請書を作成し、知事が別に定める日までに知事に提出するものとする。

- 2 事業実施主体は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

(事業変更の承認)

第6条 事業実施主体は別表の重要な変更の欄に掲げる変更を加えようとするときは、

別記様式第4号の補助金変更承認申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は前項の補助金変更承認申請書の提出があり、その内容について適正であると認めるときは、その旨事業実施主体に通知するものとする。

(概算払の請求)

第7条 規則第4条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた事業実施主体が、概算払により補助金の交付を受けようとするときは、別記様式第5号により、概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第8条 事業実施主体は、補助金の交付決定に係る年度の12月31日現在において、別記様式第6号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月10日までに知事に提出するものとする。ただし、別記様式第5号による概算払請求書をもってこれに代えることができる。

(実績報告)

第9条 事業実施主体は、事業を完了したときは、その日から20日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに別記様式第7号により実績報告書を作成し知事に提出するものとする。

- 2 第5条第2項ただし書により交付申請を行った事業実施主体は、前項の実績報告書を提出するに当たって当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第5条第2項ただし書により交付の申請をした事業実施主体は、第1項の実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式第8号により速やかに知事に報告するとともに、知事の命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定の日の翌年5月31日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

(補助金の交付)

第10条 規則第12条の規定により通知を受けた交付事業実施主体が補助金の交付を受けようとするときは、別記様式第9号により補助金精算払請求書を知事に提出しなけ

ればならない。

(財産の管理等)

第 11 条 事業実施主体は、当該事業により取得した財産については、事業の完了した後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、事業の目的に従って使用し、その効率的な運用を図らなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成 26 年(2014 年) 8 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 28 年(2016 年) 4 月 1 日から施行する。
- 3 この要綱は、平成 30 年(2018 年) 4 月 1 日から施行する。
- 4 この要綱は、令和 2 年(2020 年)10 月 22 日から施行する。

別表(第3条、第4条関係)

区 分	経 費	事業実施主体	補助率及び 事業費の上・下限	重 要 な 変 更	
				経 費 の 変 更	事業の内容 の 変 更
I 新商品開発等事業	<p>1 新商品開発費 (1) 試作品作成 (2) パッケージデザイン開発 (3) 試作に必要な機器のレンタル (4) 成分分析</p> <p>2 市場評価経費 (1) 試験販売 (2) アンケート調査</p> <p>3 商談会等出展経費 (1) 商談会等出展料 (2) 旅費</p> <p>4 販促資材費 (1) パンフレット作成 (2) 商品PR資材の作成</p> <p>5 その他知事が特に必要と認めるもの</p> <p>※3及び4の経費については、1又は2の経費に係る事業を実施した者が行うものに限る。</p>	<p>1 県内農林漁業者 (1) 農林漁業者の組織する団体・法人 (2) 農林漁業者の組織する任意団体 ※規約及び代表者の定めがあること</p> <p>2 県内に本社又は主たる事業所を有する中小企業者 ※中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第2条第1項に規定する中小企業者(個人は除く)</p> <p>3 県産農林水産物を活用した加工品の製造、販売を行う任意団体 ※規約及び代表者の定めがあること</p>	<p>1 Iの事業 (ソフト事業) (1)補助率 1/3以内 (2)事業費 上限：5,000千円 下限：1,000千円 ただし、複数年計画の場合は、事業実施期間の合計とする。</p> <p>2 IIの事業 (ハード事業) (1)補助率 3/10以内 (2)事業費 上限：20,000千円 下限：3,000千円 ただし、複数年計画の場合は、事業実施期間の合計とする。</p>	<p>事業実施主体における事業費の30%以上の変更</p>	<p>1 事業の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更</p>
II 施設等整備事業	<p>1 原材料保管施設整備費 (1) 倉庫 (2) 冷凍・冷蔵庫</p> <p>2 加工処理施設整備費 (1) 加工施設・機器 (2) 包装機器 (3) 建物</p> <p>3 その他1又は2の付帯施設</p> <p>※1～3のいずれもIの1又は2の経費に係る事業を実施した者が行うものに限る。</p>				

別記様式第1号

〇〇年度やまぐち6次産業化・農商工連携推進事業補助金交付申請書

番 号
年 月 日

山口県知事 様

所在地
団体名
代表者

〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、山口県補助金等交付規則第3条の規定により、やまぐち6次産業化・農商工連携推進事業補助金〇〇〇〇円の交付を申請する。

記

1 事業の内容及び計画
別添事業計画書のとおり

2 事業費
(1) 総事業費 〇〇〇〇円
(2) 補助対象事業費 〇〇〇〇円

添付書類

- 事業計画書（別記様式第2号）
- 経費の配分及び収支予算書（別記様式第3号）
- その他知事が必要と認める書類

別記様式第2号

「やまぐち6次産業化・農商工連携推進事業」事業計画（実績）書

1. 事業実施主体名

2. 事業の目的

3. 事業の内容及び計画（又は実績）

項目	事業概要	事業費	負担区分			備考
			都道府県費	市町村費	その他	
		円	円	円	円	
合計						

- (注) 1 「項目」の欄には、交付要綱別表の経費の項目を記載し、「事業概要」の欄に具体的な事業内容及び事業量を記入すること。
2 事業実施主体の自己負担額については「負担区分」の「その他」欄に記入すること。
3 事業計画（実績）の内容が分かる資料を添付すること。
4 その他参考となる事項を備考欄に記入すること。

別記様式第3号

経費の配分及び収支予算書

1. 経費の配分及び負担区分（計画・実績）

（単位：円）

事業区分	総事業費 (a) + (b) + (c)	補助事業に 要する経費 (a) + (b) 又は (a) + (c)	負担区分			備考
			補助金 (a)	市町村費 (b)	その他 (c)	
合計						

2. 収支予算（又は精算）

(1) 収入の部

（単位：円）

事業区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
合計					

(2) 支出の部（単位：円）

事業区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
合計					

別記様式第4号

〇〇年度やまぐち6次産業化・農商工連携推進事業補助金変更承認申請書

番 号
年 月 日

山口県知事 様

所在地
団体名
代表者

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり変更したいので、山口県補助金等交付規則第8条の規定に基づき申請する。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容
別添変更事業計画書のとおり

添付書類

- 変更事業計画書
- 経費の配分及び収支予算書
- その他知事が必要と認める書類

(注) 変更計画書、経費の配分及び収支予算書は補助金交付申請に添付した様式に準じるものとし、交付金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分を容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。

別記様式第5号

〇〇年度やまぐち6次産業化・農商工連携推進事業補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

山口県知事 様

所在地
団体名
代表者

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で交付決定通知のあったやまぐち6次産業化・農商工連携推進事業補助金について、下記により金〇〇〇〇円を概算払によって交付を受けたいので、やまぐち6次産業化・農商工連携推進事業補助金交付要綱第7条の規定により請求する。

記

区 分	交 付 決 定 額	既 受 領 額		今 回 請 求 額		残 額		備 考
		金 額	出 来 高	金 額	〇月〇 日まで 予定出 来高	金 額	〇月〇 日まで 予定出 来高	
	円	円	%	円	%	円	%	
計								

(注) 銀行・支店名、預金の種類、口座番号及び口座の名義が明らかなものを添付すること。

別記様式第6号

〇〇年度やまぐち6次産業化・農商工連携推進事業補助金遂行状況報告書

番 号
年 月 日

山口県知事 様

所在地
団体名
代表者

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で交付金の交付決定通知のあった事業について、やまぐち6次産業化・農商工連携推進事業補助金交付要綱第8条の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	総事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		〇年〇月〇日までに完了したもの		〇年〇月〇日以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

(注) 事業遂行状況が分かる資料を添付すること。

別記様式第7号

〇〇年度やまぐち6次産業化・農商工連携推進事業補助金実績報告書

番 号
年 月 日

山口県知事 様

所在地
団体名
代表者

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で交付金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり実施したので、山口県補助金等交付規則第11条の規定により、その実績を報告する。

記

- 1 事業の実績
別添のとおり
- 2 経費の配分
別添のとおり

添付資料

- 事業実績報告書
- 収支決算書
- その他知事が必要と認める書類

(注) 上記の記載様式は、別記様式第2号及び別記様式第3号に準ずるものとする。
なお、軽微な変更があった場合においては、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。

別記様式第8号

番 号
年 月 日

山口県知事 様

所在地
団体名
代表者

〇〇年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で交付決定通知のあった、やまぐち6次産業化・農商工連携推進事業補助金について、やまぐち6次産業化・農商工連携推進事業補助金交付要綱第9条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 補助金の額の確定額 金 円
(〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額)
- 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額
金 円
- 4 補助金返還相当額 金 円

(注) 参考となる資料を添付すること。

別記様式第9号

〇〇年度やまぐち6次産業化・農商工連携推進事業補助金精算払請求書

番 号
年 月 日

山口県知事 様

所在地
団体名
代表者

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で額の確定通知のあったやまぐち6次産業化・農商工連携推進事業補助金について、下記により金〇〇〇〇円を精算払によって交付を受けたいので、やまぐち6次産業化・農商工連携推進事業補助金交付要綱10条の規定により、請求する。

記

区 分	交 付 決 定 額	既 受 領 額		今 回 請 求 額		残 額		備 考
		金 額	出 来 高	金 額	〇月〇 日まで 予定出 来高	金 額	〇月〇 日まで 予定出 来高	
	円	円	%	円	%	円	%	
計								

(注) 銀行・支店名、預金の種類、口座番号及び口座の名義が明らかなものを添付すること。